

## 京都家庭裁判所委員会議事内容

1 日時 平成19年11月22日(木)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所 京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

柏瀬 武委員, 梶山玉香委員, 小谷隆二委員, 田中泰子委員, 直野伸之委員,  
西田常夫委員, 浜田 昭委員, 藤原重美委員, 松井芳子委員, 吉田眞佐子委員,  
新倉英樹委員, 西村則夫委員, 生熊正子委員

(京都家庭裁判所職員)

西窪首席家庭裁判所調査官, 井尻家事首席書記官, 田村少年首席書記官, 多賀少年次  
席家庭裁判所調査官, 渡辺家事次席家庭裁判所調査官, 松枝総括主任家庭裁判所調査  
官, 星川少年訟廷書記官, 西主任書記官, 黒坂事務局長, 松本事務局次長, 安村総務  
課長, 前田総務課課長補佐, 中川総務課庶務係長

4 議事概要

(1) 京都家庭裁判所西村所長あいさつ

(2) 委員及び同席職員等の紹介

(3) メインテーマ「少年審判の現状と課題」

( は委員, は裁判所事務担当者を, それぞれ示す。)

(概要説明)

「少年審判の現状と課題」について, 統計数値等に基づき概要を説明

(テーマ1) 少年非行に対する処遇の選択は, 国民からの信頼や納得が得られているか。

凶悪事件が減っているのに, 事件が増えているのはどういうことなのか。

まず, 警察・検察庁から家裁に送致される少年事件の数自体は近年減少傾向にあ  
る。その理由としては, 様々の見方があるが, 少年の数自体が減っているというこ  
とや, 家庭に落ち着きが戻ったことに加えて, 平成12年の少年法の改正により凶  
悪事件は原則として検察官送致となったことも幾分影響しているのではないかの  
見方もある。

少年法の理念とする保護優先主義は, 常に少年に甘いわけではないが, 凶悪事件  
で, 家裁での処遇となるか検察官送致いわゆる逆送となるかでは大きな差が生じる  
場合がある。

いろいろな見方があるが, 一つには, 少年事件は増えているものの, 成人事件は

減少傾向にある。それから、逆送の場合は、成人と同じ扱いを受けることになるが、例えば強姦事件は、逆送で成人事件として審理された場合、示談が成立すれば執行猶予がつくが、他方で家裁での審判となると、少年保護の観点から少年院送致となることもある。このように刑事処分と保護処分の関係は、非常に悩ましい場合があり、これも一つの視点となるのではないか。

重大な犯罪ではない、例えば万引きのような事件はどういう判断をするのか。

少年事件では、要保護性の判断が必要となる。成人事件は主として事件の重さで刑罰が決まるが、少年事件は要保護性が重要な要素となる。また、ぐ犯の場合も、処分する場合がある。よく家裁は処分が軽いと言われるが、少年にとっては、場合によっては重い処分となることもあることを御理解いただきたい。

少年院送致は、少年にとって良いことと捉えてよいのか。少年院に行っただけで悪くなるということはないのか。

確かに昔は、少年院のレッテルを貼られることがあった。そういうことは今でもあるが、最近では少年の方が手続に詳しくて、「検送してくれ。そうすれば猶予がつく。」と言う少年もいる。ただ、裁判所は、将来再犯を犯さないようになるか、再非行を犯さないようにするにはどうしたらいいかという観点から考えていく。もちろん裁判所もできることなら社会内で更生してほしいと考えているが、例えば保護観察中であるにもかかわらず、保護司のところには全く行かずに悪いことを繰り返しているという場合に、もう社会内に置いておけないから少年院に行った方がいいのか、それとも検送して刑事裁判を受けさせた方がいいのかというときに、やはりこの子に教育をして更生していく可能性があるかどうかを見て、可能性があるかと判断した場合には、少年院に送っているし、もう更生の余地は余りないのではないかとこのようなときには検送をしている。もちろん、これについては、調査官の調査報告書や鑑別所の鑑別結果通知書などをそれぞれ検討しながら、事案の重さも考慮した上で、いろいろと悩みながらやっている。

少年院では、その少年の特性、教育上の必要性に応じて、教育課程を編成して処遇を行っており、例えば健全な物の見方ということを身につけさせる生活指導や、勤労意欲を喚起させる職業補導、学習意欲を起こさせる教科教育、更には保健体育や特別活動といったことを通じて、刑罰を課すのではなく教育指導を行うということが少年院の特色である。また、円滑な社会復帰を図るために、場合によっては学校や事業所、学識経験者などの社会資源を利用して、委嘱教育と称する院外での

教育を行う場合もある。こうしたことを通じて、少年院では鑑別所から得た情報や意見を参考に少年一人一人の個性、必要性を考えた上で、一人一人に対して個別に処遇計画を作成して、きめ細かな教育を行っている。

少年院に送ってプラスになるかどうかは、裁判官の判断であるが、仮に少年院に入った場合には、このようなきめ細かなカリキュラムとなっている。

確かに昭和50年前後のころは、少年院というと、悪くなるし、帰ってきてても社会から少年院帰りという目で見られるというので、少年も保護者も、少年院だけは嫌だということが多かった。そのころは統計的に見ても、非常に少年院送致の件数が少なかったので、少年院の方から時々家庭裁判所にやってきて、「これだけ少年院送致の数が少なくなるとは少年院が成り立たない。すばらしい教育をして立ち直らせているので少しは送ってください。」というようなこともあったように思う。そのころはシンナーがはやっていて、シンナーを吸って止められないので、少年院入れた子供たちを少年院に視察に行くと、少年院の指導によって確かに表情まで変わり、きらきらした目をして、いい子になっていると見えた。しかし、仮退院して元の交友関係に戻ると再びシンナー濫用などで検挙されて裁判所に来ることがあったりして、なかなか難しいものだったものと思う。

統計的にも、そのころが少年院送致件数がボトムのころで、その後、だんだん増えてきて、少年院での教育も洗練されてきており、上辺だけ「はい、はい。」と言うことを聞いて、目をきらきらさせていれば早く出られるというのではなく、もっと内面にかかわるような指導や教育の工夫がされるようになっていく。また、少年院から出てきても、昔のような狭い社会ではなくなってきており、それが決定的なハンディキャップでもなくて、立ち直っていける子供たちもどんどん増えてきていて、相当変わってきたのではないかと思う。

裁判所が国民の信頼や納得を得られるかどうかということはあるが、その処遇の選択以前に、一般の方がほとんど、少年院が何で、審判が何で、普通の大人の場合とどう違うのかということを知らされてないので、そういう啓蒙をまずやってもらいたい。もう一つ、マスコミも特に少年の重大犯罪は、非常に興味本位に取り上げるので、一般の方はその報道を信じてしまい、統計的な数値はわからずに凶悪な少年犯罪が増えているというような感覚になってしまう。その非行が行われた背景には、必ずその起こした子供の裏に家庭環境なり何なりが潜んでいるわけであり、そういうことを掘り下げた報道をすることなく、興味本位でそういう犯罪を取り上

げるのはどうかと思う。子供を扱っていてよく思うのは、必ずブローケン・ホームでどちらかの親がいない。それから、いつも、家に自分のいる場所がないと言う。そういう家庭環境で育てば、やはり悪い友達がついたりして一つ間違うと、すぐ犯罪を犯してしまう。非行を犯すというのは、すぐそういうふうに染まりやすいということなので、その根本の家庭をどう形づくっていくかということをやらない限り、少年犯罪というのは減らないのではないかなという気がする。

また、今回、低年齢の少年も少年院に入れることができるようになったわけだが、制度を変えたからといって、果たしてその少年が更生できるかどうかについては非常に疑問があると思う。社会がどう取り組むかということが大事であり、裁判所が非常に苦勞をして、少年の一番いい形で処遇をしているんだということを皆に理解してもらった上で、地域の人もみんなで更生に向けての社会環境を整えていくべきである。

先程の事件の背景や経緯についてマスコミがなかなか報道しない、あるいはできないとの指摘については、今いわゆる凶悪と言われている事件は、理解不能な事件であり、しかも、非常にそれが低年齢化していて、我々にはなかなか理解できない事件が起こっているということにまず引張られて、何か甘いという指摘がされているのではないかなと思う。通常の少年犯罪に関しては、それほどその処遇について甘いとは思わないが、我々の理解不能な事件が起こることによって、国民が納得できないという感情になっているのではないか。

もう一つはその被害者感情だと思う。被害者は、かつては個人の権利みたいなものが比較的何か抑制された状態であったが、最近では非常にそれぞれの権利を主張するようになり、被害者意識が非常に強くなってきている。犯罪被害者支援センターの手伝いをしていると、ある面で非常に被害者感情の強さみたいなものがストレートに表れるようになってきている点が、その処遇に対する「甘い」という批判にもつながっているのではないかと感じる。

もう一方では、非常に情報化されていることから、少年法の死角をついてくるような大人顔負けのプロの犯罪者に近いような知識を持つ人たちもいる。そういう人たちについては、やはりきちんと処罰の観点の方を重点的に考える方がいいのではないかなと思う。

私も同様の考えである。京都の犯罪情勢や非行情勢は、ほぼ横ばいで現在推移しており、それで少年人口が減っているだけという状況である。それと再犯率の関係

では、京都は非常に高く、平成18年の全国平均が30パーセントのところ、京都は34.4パーセントで、これは全国で5番目に位置する。大阪が6番目。一番悪いのは高知で、東京は37位というような状況になっている。

警察からの要望としては、我々非行少年の現場を預かる者として、いろいろな活動の中で非行少年を見つけて、家庭裁判所や検察庁に送致をするのであるが、我々の段階は生の現場であり、少年から生の声が入ってくるし、少年の保護者からも生の状況が出てくる中で、そうした状況を踏まえた処遇意見を書いて送致をしているので、できるだけ警察の処遇意見を尊重していただきたい。

京都は非常に少年の再犯率が高いとのことであるが、家庭裁判所に送致される事件を見ていると、自転車盗の送致件数が非常に多く、自転車盗と万引きが大半を占めている。もちろん自転車盗も犯罪ではあるが、京都の非行状況が非常に深刻だということは、必ずしもその数字からすぐには言えない面もあるのではないかと。

裁判所の指摘のとおり、京都の場合は、非行少年の数自体は、ほぼ横ばいのような状況で推移しているものの、ほぼ80パーセント近くが窃盗犯と、いわゆる占有離脱物横領の絡みであり、凶悪犯はごくわずかである。例えば、昨年の場合で22人と数字的には大変少ない。

少年院に一度入った子の付添人について際に、知能指数が前の鑑別所での結果よりもかなり上がっており、少年院で教科教育を受けたりして訓練されたんだらうと感じたことがあった。しかし、少年院に入った子に、少年院に入ってたことが自分にとってプラスだったかどうかと聞くと、やはり完全に否定する子もいるし、自分にとって役に立ったと受けとめている子もいる。私が思うに、彼らは、初めて捕まったときに保護観察になり、次に捕まって、もうこれは少年院に行かなあかんかもしれないと思ったときに、本当にどん底に陥る。でも、少年院にはやはり行きたくない。自由を奪われるのは嫌だということで、一生懸命社会で何とか立ち直らせてくださいと言う。保護観察を一度受けていると、二度目は少年院に送られることが多いけれども、何とかもう一度チャンスを下さいと、審判のときに涙を流してチャンスをもらい、試験観察になって、例えば高校も卒業できたという子は、本当に立ち直ってくれる。このように、犯罪を犯して過去に保護観察になっており、今回は少年院に送られる寸前だったが、社会で立ち直ったということがある。国民の信頼とか納得とかいう意味では甘いと言われるかもしれないが、その少年の立ち直りという点ではやはり社会内での処遇が大事であり、自分の力で立ち直るのが一番良い

と思っている。家庭裁判所にもそういう点を是非とも宣伝していただきたい。ただ、社会内処遇ではどうしても無理で、少年院に行った子が、そこできちんと教育されて、作文をはじめ文章が書けるようになって知的な能力などが上がっている子がいるのも確かである。その少年の処遇についての判断を家庭裁判所は自信を持ってやっていただきたい。

## (テーマ2) 少年審判の手續や結果に関する情報開示はどうあるべきか。

以前は被害者やその遺族については、被害を与えた少年が少年院に行ったか何もわからないという状況であったが、少年法が改正され、現在は、申し出があれば裁判所から少年の処分結果をお知らせしている。特に処分をしない場合や、今現に保護観察を受けており、それを継続することであえて処分はしない場合もあるが、その場合には、被害者には、こういう点を重く見てあえて処分をしなかったという理由をつけて結果通知をするようにしている。また、自分の事件について知りたいという被害者には、申し出があれば事件記録を見てもらい、必要に応じてコピーをしてもらっている。それから自分も意見を言いたいという被害者には、裁判所に来てもらって、話を伺っている。被害者や遺族には、このような形で情報開示がされている。

マスコミに対しては、例えば世間の耳目を浴びるような重大事件については、照会があれば、審判後に理由の要旨も含めて結果を知らせており、審判の途中であっても、例えば審判後に、その審判が開かれたことやその時点での状況も事案に応じて適宜、知らせている。

決定内容等については、やはり許される範囲内で、できる限り情報開示すべきではないかという感じはする。法的な問題があるかどうかはわからないが、例えばパソコン等でその決定内容が検索できるようなシステムができればいいのではないかと思う。報道機関に要約した書面を交付しても、なかなかタイムリーに記事に書くのも大変難しいと思うので、やはり関心を持っている方はパソコンで常時閲覧できるようなシステムにできれば、その辺はクリアできるのではないかなという感じはする。

少年が深刻な殺人とかの犯罪を犯した場合には、ついた弁護士が非常にオープンにいろいろと喋る場合もあり、初期の段階である程度情報が出る場合もある。警察や検察庁では、少年事件の情報をどのように扱うべきだと考えているのか。

検察庁では、少年、親族、あるいは被害者関係のプライバシーの保護の観点から

基本的には明らかにしない。これは、要するにまだ捜査ないし家庭裁判所へ送致の段階であり、あくまでも検察官から見た目ということであるので、その段階で大きな情報を開示してしまうのはフェアではないという部分もある。仮に情報を出すとしても、基本的には家庭裁判所に送致した事実と、検察官の処遇意見程度ではないかと思う。

警察も検察庁と同様に、少年事件に限っては、特に少年のプライバシーについては慎重にしており、この点では常にマスコミと対立している。被害者からも公表を控えて欲しいという意見が最近かなり増えている。大変難しい問題ではあるが、嫌疑少年の場合は原則どおりにやっている。

少年事件に関しては、マスコミも原則匿名であり、警察あるいは被害者からの要請で被害者名も匿名というケースもあり、新聞社としては、少年事件はよほどのケースでない限りほぼ100パーセント匿名である。ただ、週刊誌の場合は、抵抗して無理に出してくるケースもあるので、例えば凶悪事件が発生した場合、発生段階では情報が出てしまうし、それによって非常に社会的にセンセーショナルになるわけであるが、その最終段階では、最終的にどういう処分をされたかということについて、家庭裁判所はこれまではほとんど説明していなかった。最近、非常に凶悪で鋭角的な事件が起こって以降、家庭裁判所も説明するようになったという経緯ではないかと思う。我々としては許される範囲内での確に情報を開示していただきたい。そうすれば、少なくとも新聞やテレビは、法の趣旨に照らして言論活動をやっているし、自分たちの首を絞めることにもなるので、そう暴走することはないのではないか。その面では、お互いの信頼関係は大切だと思うので、地域における記者クラブや報道責任者会と協議した上でやれば、そう問題は起こらないと思っている。

加害者側、被害者側、両方のプライバシーに配慮した上でないと、開示は難しいわけであるから、明確な基準はないということであるが、結局、ケース・バイ・ケースで、その必要に応じた情報開示ということになると思う。ただ、その事件の性格、加害者の生育歴や家庭環境、地域環境の特色といったものの少年審判の事例を集めてそれを類型化することにより、将来の犯罪予防や予防プログラムの策定に貢献させることができるのではないか。個々のケースにおける被害者や加害者の例えば実名の公表といったことは絶対に避けなければならないが、個々のものではなく、全体的な傾向としてこういうものがあるといった次の予防につなげる形での開示をしていただくのはどうか。

情報の開示に際して、普段気になっていることがある。世間の耳目を集めるような重大犯罪と言われる場合には、少しずつ少年事件に関しての情報が公表されているということであるが、恐らくそれは動機が理解不能な事件と重なっている場合が多いからかもしれないが、その決定内容が詳細なものが付される場合が多くなると、アスペルガー症候群や広汎性発達障害などの障害名が、前面に出てきて、マスコミ等でもそれがセンセーショナルに見出しに上がる場合がよくある。それに対しては、やはり発達障害を持つ子供の親御さんなどが、非常に心を痛めている状態にある。例えばほとんどのケースでは、障害はあるものの、責任能力等には余り問題がないので、検察官送致とするとか、刑事裁判になっても、やはり責任能力には関係がないのでといったくだけて出てくるだけであり、例えば当日風邪を引いていたというような話は絶対に出てこないのに、障害を持っていたというのは必ず出てくる。これが本当に必要な内容なのかどうかということは、いつも少し気になる。私も、決定内容は必要な範囲では公表すればいいと思うが、本当に必要かどうかという点は慎重に判断していただきたいと思う。

我々も記事を書くときに、アスペルガー症候群というのを書くと、必ずクレームが来る。その点は我々も留意して書いているつもりであるが、どうしてもその名前を出さないと文脈上成り立たないようなケースもある。アスペルガー症候群の方がすべてそういう犯罪の可能性があるという誤解を生むということもわかっているので、できるだけそういう誤解を抱かせないように、可能な限りそれを回避して書くように心がけてはいる。

**(テーマ3) 少年に対する様々な保護的措置(教育的働き掛け)については、今後どのような工夫や方向性が考えられるか。**

裁判所では、保護的措置という教育的働きかけもやっている。保護的措置とは少し聞きなれない言葉であるが、保護というと、例えば医療関係者が行う医療的な措置や福祉関係者が行う生活保護等の経済的な支援のように、各専門分野によって意味合いは異なるが、家庭裁判所では、審判の過程を通じて行う教育的な効果を保護的措置と総称している。家庭裁判所も従来は、調査官が行う面接調査や審判の過程における裁判官の説諭を中心に保護的措置を考えていたが、これらはなかなか形になって見えず、非公開の少年審判の中で何が行われているかを国民に説明することは大変難しいということもあり、国民にわかる保護的措置も考える必要があるという機運が生まれ、従来の面接や審判におけるいわゆる大きな保護的措置に加えて、

この近年、少年の更生に役立つような教育的な作用となる保護的措置を検討するようになってきた。当庁では、現在、講習型の保護的措置と体験型の保護的措置を行っている。講習型の保護的措置は、講師を招いて、万引き少年に対して贖罪教育、あるいはその被害の重大さというものを考えさせる教育となる講習を開催したり、自転車盗の少年に対して自転車被害がその被害者にとってどんな大きな意味を持つものかを考えさせる講習を開催して行っている。体験型の保護的措置としては、切手整理活動と清掃活動を行っている。切手整理活動とは、使用済みの切手を海外に頒布することで海外の人たちへの医療器具を買ったりする国際的な援助活動をしている団体と提携して、少年や保護者に切手の整理を行わせることで、人の役に立つことをやろうという働きかけをしている。また、下鴨神社の方に協力してもらい、職員以外にもBBS会員や家庭裁判所少年友の会の会員の援助を得て、これも贖罪教育の一環として下鴨神社周辺の清掃活動を行っている。さらに、清掃活動の同じ時間帯に、同伴の保護者を集めてフリーストーキングを行い、子供が起こしている問題や家庭の問題について、それぞれ悩みを打ち合ったり、あるいはお互いに情報を交換し合ったりして子供たちの改善を考えていく保護者会を催している。そのほか、当庁では行っていないが、親子合宿を行っている裁判所もある。

このように、従来から行っている面接や審判における保護的措置に加えて、最近では講習型や体験型の保護的措置も行っており、その結果を踏まえて最終的な審判で、参加したことによって不開始決定、あるいは不処分決定となる。また、場合によっては試験観察中の少年が参加することもある。

家庭裁判所に送られてくる少年のほとんどは比較的軽い未熟さゆえのもので、検挙されたときに警察で随分しかられて、場合によれば検察庁でもしかられて、家庭裁判所に来るころはもう本当にしゅんとなっていて、それで不処分となって立ち直っていく少年が大多数であるが、非行を繰り返す子がどうしてもいる。そういう子供たちの心の中をいろいろと推し図って、何とかその心に触れるような言葉を通じて働きかけるようにしているが、なかなか言葉だけでは難しいということで、体を動かして何か体験をしてもらうことで、心の中に影響を及ぼして立ち直ってもらえるきっかけにしてもらえればということで、こうしたささやかな試みを行っている。

それは京都ではいつごろからやっているのか。

平成17年からである。

私は一度も担当したことはないが、これはどういう趣旨でやっているのだろうか

とか、審判に結果が影響するのだろうかということに非常に気にしていた弁護士がおり、しかもその付添人の弁護士に何も連絡なく保護的措置を行っていたと聞いている。

この保護的措置は、殺人のような重大な事件を起こした少年たちを対象にしているのではなく、調査官の訓戒だけで終わる審判不開始の事件や、保護処分に付さないという不処分に該当する事件が対象である。これは、家裁は何もせずに少年を甘やかして不開始や不処分が終わっているのではないかという社会の懸念を受けての面もあるが、なかなか言葉では通じにくい今の少年たちに対して、言葉を中心に説明するよりも、むしろ体を動かして体で体験してもらおうということから、各地方でそれぞれ試みられているところである。例えば清掃活動は罰ではなく、それまで非常にマイナスイメージが多い子供たちが、観光客から「ご苦労さん」とか「兄ちゃん、偉いね」と声をかけられることで、更生の意欲を盛り立てていくきっかけになればと考えている。したがって、そのことですぐに効果が生まれるわけではないが、少なくとも少年の中に少しずつそういう気持ちが出てくるようにプログラムを作っている。

参加は強制になるのか。

強制ではなく、自分のやったことを考えてみる上で、裁判所としてはこういうメニューがあるが、一度やってみないかというようなことである。

これまで何回ぐらいやっているのか。

平成19年1月から9月末までに参加した人員は、切手整理活動は、少年が26、保護者が6、数字に差があるのは最近保護者も参加するように変更したためである。下鴨神社周辺の清掃活動は39、保護者会は32、講習型の万引き被害を考える会は少年が84、保護者が87、自転車盗の被害を考える講習は少年が91、保護者が89である。講習型の保護的措置は、毎月1回実施しており、1回あたり十数人が参加している。

左京区のBBSからは、下鴨神社の清掃は非常に好評だったと聞いている。また、体験型の保護措置として、集団スポーツ、山登り、障害者施設や老人ホームへの慰問といったこともやってはどうかとの意見もあった。

少年の負担が重くなるのではないかと懸念の声もあるとおり、参加することが少年の負担になってはいけない。

付添人の弁護士が関与せず、保護的措置が行われていることを全く知らないとい

うのはどうか。

本当は少年院に行くはずであるが、これに積極的に参加すればそうしないという  
ような処遇にかかわる際どい事例では全然なく、不処分やせいぜい保護観察にする  
前にそういう体験をしておいてもらおうかというくらいのレベルである。

中には、重い事件で試験観察中の少年に対して、そういう経験を積ませてみると  
いう利用の仕方もあるが、これはむしろ例外的な扱いになる。この保護的措置のほ  
かに、試験観察中における補導委託という制度があり、少年を数か月間、委託先に  
預けてその中で生活訓練をさせるというかなり重くハードな働きかけを行う。補導  
委託も広い意味では保護的措置であるが、これは一過性の事件の少年ではなくて、  
ある程度複数回の事件を起こした少年に生活訓練及びその反省を促すという面で、  
宿泊を伴う委託を行っている。それ以外にも3日から1週間程度、老人施設あるい  
は知的障害者の施設に少年を通わせて社会奉仕をさせるという補導委託も活用して  
いる。

言葉による教育的働きかけが難しくなっている理由として、少年の周りに多  
様な情報があふれ、言葉の重みが失われつつあるとのことであるが、これらの関連  
性について裁判所はどのように考えているのか。

今の少年はいろいろなことを知っており、少年法の仕組みもよく知っていて、1  
5歳の少年が小学生に「おれはやるとまずいけど、おまえは大丈夫だからあれ取っ  
てこい」とか、「見張っておいてやるから」とかいう感じで犯罪をやっている。本  
当に知識だけは持っているが、人の気持ち、物をとられた人がどんな思いをするか  
ということが全然わからないので、万引きをするとお店の人がどれだけ困るかとい  
うことを、言葉で言ってもわからない。そこで、実際に書店の経営者に来てもらい、  
例えば1冊1000円の本を売っても経費を引くと10円か20円の儲けにしかなら  
ず、万引きは店の死活問題であるということを説明して初めてわかってもらえる。

非行の程度にもよるとは思うが、非行になった私の知人の娘が警察官や調査官に  
親身に話を聞いてもらったことで立ち直った例もある。それから、家裁の処分の仕  
方が甘いという社会の批判を正面から受けとめて対応しようとしているように感じ  
られ、家庭裁判所がそこまでいろいろなことを考えているようには思っていなかつ  
たので、少し意外であった。開かれた裁判所にしようとしている家庭裁判所の姿勢  
がよくわかった。

**(テーマ4) 保護観察制度がより一層活性化し、処遇としての有効性を高めるために、家**

**裁はどう考え、連携をとるべきか。**

保護司は、実際に調査官と会うことはなく、保護観察所の主任官との関係だけしかない。家裁と保護観察所の定期的な連絡会を持ち、非行を起こした子供をどうすれば立ち直れるのかという同じ思いで、相互に情報交換をしてもらいたい。

例えば、同じ保護司が、少年院送致になり仮退院となった少年と裁判所で保護観察となった少年を同時に担当する場合、前者は大体3か月くらいで保護観察が終了するが、後者の場合は概ね1年以上経過した後、良好状態が何か月か続かなければ解除にならないという決まりがある。少年からその期間の違いを聞かれた場合はどのように答えればよいのか。

保護観察が解除となるためには、その良好な期間がどれくらいあるかということである。保護観察官からは、半年くらい良好状態が続けば、最初は停止となり、それから解除になると聞いている。

保護観察官は何人くらいいるのか。

京都で10人くらいである。

これは日本の制度の美德なのかもしれないが、これまで本来は行政としてやるべき部分を民間の保護司に依頼して対応できてきたのだと思うが、今後はどうなのかということが今問題になっているのではないかと思う。

一時期は、直担事件と言って、保護司に任せるだけでなく、難しい事件は保護観察官も少年を直接担当してどんどん関与してやろうという時期があったが、公務員の定員削減だとか言われているうちに、その傾向は少し尻すぼみになっているように思える。京都もそんなに直担事件をどんどんやっているという状況でもないのではないのか。

公務員の人員削減傾向の中で、幸い検事の数も定員が増えているものの、事務官の増員は望めないのが現状である。最近では、特に保護観察制度の重要性がいろいろな面で再認識されていることも確かであり、保護観察官を増やすことを望みたいが、そうは言っても、やはり保護司の先生方のお力添えがあって今の保護観察制度が機能しているという事実は間違いないところであり、今後もその基本的な枠組みは変わらないので、是非とも保護司の先生方のお力添えをお願いしたい。

毎年、社会見学のために刑務所を訪問しているが、どこも全て満杯、それも半端ではなく、1割2割は定員オーバーしている状態であり、そのため独房に2人を入れたり、6人部屋を7人部屋や8人部屋にして、収容人員を増やしている。また、

福井の刑務所は高齢化で、病人が出ると病院に看守が3人詰めなければならず、元々手薄なところへ、3人も人員を取られるのは大変だと所長が嘆いていた。法務省も一律に経費をカットするのではなく、必要などころには重点的にお金を出すという施策をとらないとおかしいと思う。

保護観察制度については、これまで、保護観察成績の不良者に対する指導は難しいと言われていたが、今回の少年法改正に伴い、保護観察中の少年が遵守事項に違反した場合に、まず保護観察官から警告を行い、それでも違反が改まらない少年について、保護観察から家庭裁判所に施設収容の申請を行うことができ、家庭裁判所はこれを少年審判事件として受理し、相当な理由があれば施設収容、つまり少年院送致あるいは児童自立支援施設送致の決定をしなければならないという仕組みができた。もっともこれは要件がかなり厳格であり、遵守事項に違反したらすぐに収容できるというものではないが、こうした仕組みができることによって、むしろ保護観察自体が本来の機能を充実させることができ、家庭裁判所も審判をする際にどういった点を遵守事項にすべきかをより真剣に考えていく必要が生じることから、少年との関わりもこれまで以上に生まれてくることになる。また、少年と保護司との関係や家裁と保護司の距離もかなり接近するのではないかと考えており、その効果に期待しているところである。

#### **(テーマ5) 被害者に対する配慮はどうあるべきか。**

被害者も少年や保護者もお互いに相手に自分の名前や住所を知られるのを非常に怖がっている場合がある。その場合に少年の付添人として被害者に連絡すると、警察も何が起こったか、誰がやったか全然教えてくれないし、今どうなっているか裁判所からも何も連絡がないと言われることがある。被害者側も少年事件について関心を持っており、マスコミの報道だけではなかなか本当の真実の姿はわからないので、少年事件というのはこういうものだということを、家庭裁判所が説明して欲しい。また、家庭裁判所の調査官から被害者に対して、今示談はどうなっていますかというような質問書を送られることがあるが、事件によっては被害者を逆に加熱させることにもなる。これはすべての被害者に送られているのではなく、セレクトされているように思うがどうか。

当庁では、御指摘のとおりすべての事件、どんな小さな事件でもというわけではないが、被害者への配慮ということで、個別のケースについて裁判官と十分協議した上で被害者配慮制度のパンフレットを送っている。

集団暴行の結構大きな事件でも送らないことがあるのか。

集団暴行の事件などは、いろいろな被害者等があり、調査官の被害者調査とかがある場合は別であるが、裁判官と協議した上で基本的には送っていると思う。

自分の住所などは少年に知られたくないが、きちんとした責任を問いたいという被害者に対して、弁護士会にも犯罪被害者支援の相談窓口があるという説明を裁判所からされているか。

被害者配慮制度のパンフレットを送る場合も、パンフレットだけではなく、その事件に応じた文面を出させてもらっている。

保護司としても、今までは加害者をどう更生させていくかという役割であったが、被害者に対してもやはり何らかのアプローチをした方がよいのではないかと思う。京都では、平成19年10月から週3日、専属の保護司2名が事務所に詰めて、ケースを一切持たずに被害者対応だけをやるという制度が始まっている。

被害者は一方的に人権を蹂躪されており、その意味では被害者に対する配慮は、基本的には加害者が成人である場合と少年である場合とでそれほど区別すべきではないのではないか。

(4) 次回期日

次回委員会は、平成20年5月ころで日程調整することになった。

(5) 閉会